

中等社会科における刑事司法学習の改革
-"CRIMINAL JUSTICE IN
AMERICA"を手がかりにして-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 康弘 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/749

中等社会科における刑事司法学習の改革

—“CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA”を手がかりにして—

橋本 康弘

(2005年8月30日受付)

I. はじめに一問題の所在一

現在学校教育で行われている刑事司法学習は、主に高等学校社会科（公民科）に位置付き、憲法学習や司法制度学習の中で取り扱われている。その内容は、人身の自由に関する憲法条文（罪刑法定主義、令状主義、拷問の禁止、黙秘権など）、司法制度学習における刑事裁判手続きの手順などを正確に理解（「暗記」）することを目的とする学習、すなわち法制度学習⁽¹⁾が中心である。また死刑制度の是非を問うディベート⁽²⁾や代用監獄制度の問題点を探求する授業⁽³⁾などの実践もあるが、刑事司法学習の「カリキュラム化」を念頭に置いたものではなく「投げ入れ教材」的な位置づけになっているものが大半である。

刑事司法学習で扱われる教育内容はそもそも子どもたちに事があれば直接的な「損害」を被る可能性のある身近で切実な権利内容を含んでいるが、それ故制度の「暗記」だけで十分とは言えず、制度の実際（運用）といった教育内容も必要になるのではないか。

また刑事司法の学習領域は市民による重大刑事裁判への関与を伴う裁判員制度に関わる知見であり、刑事司法の学習内容・学習方法を組み合わせた「裁判員養成」カリキュラムを今後どう構築すべきなのかについて考案する必要性が生じてきている。その際、どのようなカリキュラムを設計すべきなのかについて究明する必要がある。

本稿では、以上のような問題意識の基で中等社会科における刑事司法学習改革の方向性（カリキュラム化の方向性）について示唆を得るために、憲法上の諸権利財団（Constitutional Rights Foundation）開発のアメリカ法関連教育（Law Related Education）における中等教育用プロジェクト“CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA（以下、本プロジェクトと略す）”を分析し、カリキュラム構成原理を析出する。本稿ではまず最初に本プロジェクトの全体構成（Ⅱ）を考察した後で、本プロジェクトの単元構成（Ⅲ）、内容構成（Ⅳ）を分析し、最後に本プロジェクトの特質を踏まえた刑事司法学習改革の方向性（カリキュラム化の方向性）（Ⅴ）について論究する。

II. 本プロジェクトの全体構成—枠組みとしての刑事司法制度—

本プロジェクトの目次を示したものが表1である。本プロジェクトは、6つの単元、各単元は、3つから5つの節で構成されている。また各節は、少なくとも、一つの「読み物と討論」「探求活動」が含まれており、その活動は、討論やディベート、ロールプレイなどで構成されている。

それぞれの単元のテーマは、犯罪、警察、刑事事件（刑事手続き）、矯正、少年の裁判（少年裁判手続き・矯正）であり、これらは、犯罪を防止し、鎮圧し、検挙し、裁判や刑執行、更正保護を行うといった刑事司法に関わるテーマとなっている。具体的には単元1から5は、刑事司法制度を構成する部分的な制度（概念）を示している。単元6の解決は、犯罪に対する政府等の対策を示しており、刑事司法制度に対する政府等の役割に関わる内容である。本プロジェクトの全体構成は、枠組みとして刑事司法制度を基盤としているとまとめることができる。

表1 “CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA (CJIA)” の目次

単元1	犯罪	単元4	矯正
1節	犯罪と被害者	12節	矯正と社会
2節	誰が犯罪者か	13節	現在の論争
3節	犯罪と防衛	14節	刑務所の代替
単元2	警察	15節	今日の刑務所
4節	警察と社会	16節	死刑
5節	方法と捜査	単元5	少年の裁判
6節	警察と法	17節	犯罪から非行へ
7節	警察当局の限界	18節	非行の問題
単元3	刑事事件	19節	子どもと憲法
8節	裁判所と事件手続き	20節	少年の矯正
9節	取り調べと逮捕	単元6	解決
10節	公判前	21節	犯罪の原因
11節	公判	22節	犯罪と政府
		23節	犯罪と市民

(Marshall Crotty, et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000, pp. 3-4. より筆者訳出)

III. 本プロジェクトの単元構成—システムの機能学習—

本プロジェクトの単元構成については、単元2 警察の構成を事例に考察する。

(1) 単元2 警察の構成

本プロジェクトの単元構成を示したものが表2である。表2は、左から節、教材、主な問い、学習内容、単元構造で構成されている。

第一段階である警察官に対するイメージ（4節パート1）では、「なぜ黒人は警察官にネガティブなイメージを持っているのか」「コミュニティは警察官とよい関係を持つ必要があるのか。

表 2 単元 2 警察 の構成－システムの機能学習としての単元構成－

節	教材	主 な 問 い	学 習 内 容	単元構造
4 警察と社会	警察官に対するイメージに関する世論調査	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜ黒人は警察官にネガティブなイメージを持っているのか ○コミュニティは警察官とよい関係を持つ必要があるのか。それはなぜか 	<ul style="list-style-type: none"> ○人種間で公平に扱っていないと感じている。暴力を振るう傾向にある ○必要がある。治安の維持には警察官と良好な関係が必要となるから 	警察に対するイメージ 第1段階
	アメリカの警察組織成立史	<ul style="list-style-type: none"> ○アメリカの警察組織はどのように組織されていったのか。他の国とどう異なっているのか ○もし巨大な組織として警察ができていたら、権力執行でどのような利点があったと思うか。どのようなマイナス点があったと思うか 	<ul style="list-style-type: none"> ○1800年代の法執行組織は、ボランティアで運用された。1829年 Robert Peel が組織したのが初めてで、都市毎の警察として発足した。他の国と異なり、連邦全体を統一する組織として形成されていない ○(例) 捜査機関との連携がうまくいきやすくなったのではないか。マイナス点としては、組織が大きいの、「小回り」が効きにくくなったのではないか 	警察組織の歴史的理解 第2段階
5 方法と捜査	町の警察組織と市民生活の関係	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態があればどのように対応するのか ○警察はどのように事態に対応するのか ○町中で警察官がいるのは何をしているのか ○犯罪捜査や町中の巡回を行っている警察官はどこに所属しているのか ○他にはどのような部門があるのか ○警察官には女性やマイノリティはいるのか ○警察当局は女性を雇用すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に電話する ○階級社会である警察は階級上位の指示の基で、行動する。ただし、普段のパトロールでは指示を待たず行動する ○パトロール。町中で起こっていることを報告したり、犯罪に対応する。犯罪の抑止効果もあり、ほとんどの警察官はこの部門に所属している ○作戦部門 ○管理、国際関係、サービス部門 ○雇用機会平等法の制定によって1997年には警察官の5分の1がマイノリティになった。女性はまだまだ少ない ○はい いいえ 	警察組織の機能的理解 機能的理解
	(コミュニティ警察は略)			
	事件の最中の警察官の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪の状況を警察官はどのように確認しますか。そのような状況の下でどのような対応を警察官はとるのか ○警察官は犯罪の状況の中で何を重視しているのか ○情報提供者はどのような人物でどのような役割を果たすのか。情報提供者から情報を得る際に気を付けることは何か ○なぜこの証拠は信頼できないのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の写真やビデオテープを撮ったり、容疑者を見た人を探し、インタビューを行う。容疑者を見た人についてはスケッチを行う ○適切な手続きでの証拠探し ○薬物やギャンブル好きな人を提供者とし、犯罪情報を通報してもらう。ただし、修正条項4条に反して情報を集めてはならない 	捜査手法の機能的理解 犯罪捜査システムの歴史的理解・機能的理解
不法な証拠集めをした警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜこの証拠は信頼できないのか ○警察官はより信頼できる証拠として何を所持すべきか ○法廷でこの証拠は認められるべきだと考えるか。それはなぜか 	<ul style="list-style-type: none"> ○本来、最高裁が作ったルールに、「ラインナップ(目撃証人に被疑者と犯人との同一性を確認する手段、被疑者を含む数名を一列に並べて証人に犯人を認めさせる)」「ショウアップ(被疑者一人を被害者に見せて行う。ただしラインナップが無理な場合)」などがあり、ラインナップが無理な状況でないのに、一対一で対応した。また、面通りではなく、声だけで判断させた ○面通しだけでなく、客観的な証拠集めが必要である ○認められるべきではない 	第3段階	
(鑑識は略)				

節	教材	主 な 問 い	学 習 内 容	単元構造	
6 警察と法	刑法と刑事手続きに関する規程の成立史	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事手続きはどの法規範と合致する必要があるのか ○南北戦争後に認められることになったのは何か ○1960年代には修正条項の適用はどのようにされたのか ○1960年代後半には修正条項の適用はどのようにされたのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○修正条項4, 5, 6条 ○修正条項14条 ○最高裁は修正条項4, 5, 6条に基づくすべての権利を適用し、強調した ○修正条項4, 5, 6条に基づく権利のうち、被告人や被疑者の権利を犯罪抑止の必要性から制限した 	デュープロセスの歴史的理解	
	捜索押収法、政府役人による捜索押収の状況 U.S. V. Ross (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ○政府の役人以外が押し入って、犯罪証拠を見つけた状況は何か問題があるのか ○政府の役人が家に入ってきた場合はどうか。例えば、家で明らかに犯罪の証拠を見つけた場合はどうか ○令状には例外規定はないのか ○なぜ令状を採る必要があるのか ○刑事 Marcum が麻薬取引屋との情報を得た Ross の車を令状無しで捜索し、ヘロイン・多額の現金が見つかったことについて令状を採るべきだったのか ○U.S. v. Ross の後で、どのような判決が出されたのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○修正条項4条に照らしてこの証拠は裁判所では用いられない。むしろ不法侵入で民事裁判所に訴えることができる ○「明視の法理」で令状がなくても証拠物は押収できる ○公衆や事務官の安全保護、破壊したり隠したりする前に証拠保全される必要がある場合など ○デュープロセスを重視する必要があるから ○令状を採るべきであった。情報屋からの情報を得て、裏付けを取れば、それからでも捜索は可能だった？ 令状を採らなくても良い。情報屋の情報を得て、すぐに捜索しないとヘロインを売る可能性がある？ ○警察官は令状無しで密輸品や違法なものがあると想定した場合は捜索できる。これは修正条項4条には反しない(内容省略箇所あり) 		
7 警察当局の限界	特定人種のプロファイリングの社会に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> ○黒人の運転手は白人の運転手よりも警察に止められるケースは多いのか ○どこでどの人種が警察に止められるケースが多いのか ○特定の人種という理由で止め置かれるというのは問題がないのか ○マイノリティが止め置かれるのは何が原因と言われているのか ○プロファイリングにはどのようなものがあるのか ○人種全体のプロファイリングは問題がないのか ○特定の人種が警察に止め置かれる状況に対して政府はどのような対応をしているのか ○プロファイルによってどのような状況が生まれていると Randell Kennedy 教授は考えていますか ○プロファイリングは効果的な法執行であると考えているのか。もしそ 	<ul style="list-style-type: none"> ○多い 微罪で警察に引っ張られたり、理由も無しで車内を捜索される場合もある ○ラテン系アメリカ人が国境警備のチェックポイントでターゲットにされている。アラブ系アメリカ人は空港で長期間止め置かれる ○修正条項14条に違反する。特定の人種という事で車の捜索などが行われたら、そしてそれが証明されれば逮捕を無効にできる ○プロファイリング ○「全体」と「部分」 ○問題あり。憲法に合致しない ○警察官が止めた車について、運転手の人種などを記録しておく法律が通過している州がある。そのデータは専門家が人種を基本にして止めているのかを分析する資料となる ○警察官に多数の関係ない車が止められる。それも一度だけでなく何度も止められる。このことは警察への怒りと心情的離反を生んでおり、警察システムの運営に支障をきたしている ○効果的である もしくは ない (ある場合) 便益は、犯罪捜査に役立って 	警察の施策の問題性理解	犯罪捜査システムの機能不全(逆機能)とその解決 第4段階

節	教材	主 な 問 い	学 習 内 容	単元構造
		うならばその便益とコストは何か ○どういう施策が望ましいのか	いる。コストは、関係ない市民も何度も車を止められ「犯罪者扱い」を受ける ○略 〔警察の腐敗〕〔力の行使〕〔警察を管理する〕は略す)	

(Marshall Croddy., et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000, pp. 58-112. より筆者作成)

それはなぜか」といった質問に対して「(我々は警察官が)人種間で公平に扱っていないと感じている」「必要がある。治安の維持には警察官と良好な関係が必要となるから」という解答が出されることで、生徒が持つ一般的な警察官に対する印象と警察との関係で目指すべき姿を確認する段階となっている。

第2段階にあたる警察組織の歴史的・機能的理解(4節パート2, 5節パート1)では、警察組織の歴史的な理解として、「アメリカの警察組織はどのように組織されていたのか。他の国とどう異なっているのか」や「もし巨大な組織として警察ができていたら、権力執行でどのような利点があったと思うか。どのようなマイナス点があったと思うか」といった質問に対して、生徒は「1980年代の法執行組織はボランティアで運用された。1829年にRobert Peelが組織したのが初めてで、都市毎の警察として発足した。他の国と異なり、連邦全体を統一する組織として形成されてはいない」「(例)(巨大規模の警察組織ができていれば)捜査機関との連携がうまくいきやすかったのではないかと。マイナス点としては組織が大きいため『小回り』が効きにくくなったのではないかと」といった解答が出されることで、生徒による警察組織の歴史的な理解が進められることになる。また、警察組織の機能的な理解として、「緊急事態があれば(人々は)どのように対応するのか」「警察はどのように事態に対応するのか」等といった質問に対して、生徒は「警察に電話をする」「階級社会である警察は階級上位の指示の基で、行動する。ただし、普通のパトロールでは指示を待たずに行動する」等の解答を出す。ここでは、社会において警察官がどのような行動を取っているのか等、警察組織の規定に基づく警察官の行動(規定の運用)、つまり社会における警察の機能の理解を目的としている。

第3段階にあたる犯罪捜査システムの歴史的・機能的な理解(5節パート2, 6節)では、まず、教師からの質問として「犯罪の状況を警察官はどのように確認しますか。(その)状況下でどのような対応を警察官はとるのか」「警察官は犯罪の状況の中で何を重視しているのか」等が出された後、生徒から「現在の写真やビデオテープを撮ったり、容疑者を見た人を探し、インタビューを行う。容疑者を見た人についてはスケッチを行う」「適切な手続きでの証拠探しを重視する」等が出される。ここでは、犯罪捜査の手法に関して警察官がどのような行動を取っているのか、犯罪捜査手法の規定に基づく警察官の行動、つまり犯罪捜査システムの機能的な理解とまとめることができる。

また、刑法と刑事手続きに関する規程に関して、「刑事手続きはどの法規範と合致する必要があるのか」「(刑事手続きに関して)1960年代には修正条項の適用はどのようにされたのか」「1960年代後半には修正条項の適用はどのようにされたのか」といった質問が教師から出された後で、「(刑事手続きは)修正条項4, 5, 6条に合致する必要がある」「(1960年代に)最高裁は修正条項4, 5, 6条に基づくすべての権利を適用し、強調した」「(1960年代後半に)修正条項4, 5, 6条に基づく権利のうち、被告人や被疑者の権利を犯罪抑止の必要性から制限した」といった解答が出される。ここでは、犯罪捜査システムの基盤となる規定(デュープロセス)とその解釈がどのように変遷したのかについて歴史的に理解する段階となっている。なお、歴史的な理解の後でデュープロセスについての機能的な理解も行われている(表2参照)。

第4段階にあたるシステムの機能不全とその解決(7節)では、まず教師からの質問として「黒人の運転手は白人の運転手よりも警察に止められるケースは多いのか」「特定の人種ということで止め置かれるのには問題はないのか」「マイノリティが止め置かれるのは何が原因と言われているのか」「人種全体のプロファイリングは問題がないのか」「特定の人種が警察に止め置かれる状況に対して政府はどのような対応をしているのか」「プロファイルによってどのような状況が生まれているとRandell Kennedy教授は考えていますか」「プロファイリングは効果的な法執行であると考えられるのか。もしそうならばその便益とコストは何か」「どのような施策が望ましいのか」が出され、生徒は、「(黒人の運転手が止められるケースが)多い。微罪で警察に引っ張られたり、理由も無しで車内を捜索される場合もある」「(特定の人種ということで長時間止め置かれるのは)修正条項14条に違反する。特定の人種ということで車の捜索などが行われたら、そしてそれが証明されれば逮捕を無効にできる」「(原因は)プロファイリング」「(人種全体のプロファイリングは)問題がある。憲法に合致しない」「警察官が止めた車について、運転手の人種などを記録しておく法律が通過している州がある。そのデータは専門家が人種を基本にして止めているのかを分析する資料となる」「警察官に多数の関係ない車が止められる。それも一度だけでなく何度も止められる。このことは警察への怒りと心情的離反を生んでおり、警察システムの運営に支障をきたしている」「(プロファイリングは)効果的である もしくは ない。(あるの場合)便益は、犯罪捜査に役立っている。コストは、関係ない市民も何度も車を止められ『犯罪者扱い』を受ける」といった解答が生徒から出される。ここでは、犯罪捜査システムにおける捜査手法の一環としてのプロファイリングが及ぼす、「人々の警察に対する不審」、それによって引き起こされる警察システムへの支障(システムの機能不全)が指摘され、その解決の必要性が唱われている。この段階は、犯罪捜査システムの機能不全(逆機能)が提示されその解決が図られる段階である。

以上、単元2 警察は、警察官に対するイメージ、警察組織の歴史的・機能的な理解、犯罪捜査システムの歴史的・機能的な理解、システムの機能不全とその解決の4段階で構成されているのである。

(2) システムの機能学習—歴史的・機能的・機能不全とその解決—

単元2では、以上のように警察（犯罪捜査システム）について、歴史的・機能的に理解させた後で、システムの機能不全について考察し、その解決を図ろうとするように構成されていた。つまり、警察を組織・規定として説明しているのではなく、犯罪捜査システムの中で警察がどのような役割を果たしているのか、警察官がどのような仕事をしているのかわかるように構成されている。このような構成は、システムを制度として理解させるのではなく、社会の中で機能しているシステムとして理解することを重視しているとまとめることができる。

本プロジェクトの単元は、単元2のように歴史的・機能的・機能不全とその解決といった3つの要素を構造として持つシステムの機能学習として構成されており、本プロジェクトの単元構成原理として位置づけることができる。

IV. 本プロジェクトの内容構成—犯罪統制システムとしての刑事司法制度—

(1) 全体内容構成

本プロジェクトの内容構成についてまとめたのが、表3である。表3は、左から単元、節、主要な学習課題、主要な学習内容、内容構成原理で構成されている。

本プロジェクトでは、まず、単元1で、犯罪に関する概念学習を行う。具体的には、「暴力犯罪とは何か」等といった質問の解答になる犯罪の定義や「被害者の権利としてどのようなものが認められてきたのか」といった質問の解答になる犯罪被害者の権利、「犯罪者は誰か」「ギャングとは何か」等の質問の解答になる犯罪者の概念、「詐欺とは何か。どんな種類があるのか」等といった犯罪の種類、「犯罪に対する法的保護にはどのようなものがあるか」といった質問の解答（精神障害、正当防衛）になる犯罪に対する法的保護といった、犯罪に関する概念を教育内容として取り上げている。単元1は、犯罪に関する概念学習とまとめることができる。

単元2では、単元構成でも説明したように、警察組織や犯罪捜査システムについて機能的に理解させており、犯罪捜査システムとしての警察制度を教育内容として取り上げている。単元2は、犯罪捜査システムとしての警察制度とまとめることができる。

単元3では、「連邦と州の裁判システムはどう異なるか」といった質問の解答であるアメリカにおける裁判システムや「検察官と法廷弁護人の役割とは何か」等の質問の解答である裁判の構造、「逮捕には何が必要か」「(逮捕に必要な)相当な理由とは何か」等の質問の解答にあたる逮捕規定を、また「保釈システムとは何か」「有罪答弁取引とは何か」等の質問の解答にあたる公判前規定を、更に「公判手続きとは何か」「陪審員の選出の過程はどうなっているのか」等の質問の解答にあたる公判規定を教育内容として取り上げている。単元3の裁判システム、裁判の構造、逮捕規定、公判前規定、公判規定といった教育内容は成人が犯す犯罪の解決システムに不可欠な内容であり、単元3は、成人犯罪解決システムとしての刑事裁判制度とまとめることができる。

表3 “CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA (CJIA)” の内容構成

一犯罪統制システムとしての内容構成一

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理
1 犯罪	1 犯罪と被害者	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力犯罪とは何か ○暴力の被害者は誰か ○強盗犯罪を統計的に見ると何が指摘できるのか ○家庭内暴力とは何か ○財産に関する犯罪とは何か ○財産に関する犯罪を統計的に見ると何が指摘できるのか ○犯罪被害者への償いはどう扱われてきたのか ○犯罪被害者の権利としてどのようなものが認められてきているのか(連邦政府・州政府) ○アメリカにおける暴力事件の歴史はどのようなものか。現在のどのくらいの事件が発生しているのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○殺人、レイプ、強盗など ○低収入の黒人男性 ○99.8%は強盗のみの犯罪。殺人迄には至らない。12才から24才の男性によってほとんどの事件が引き起こされている ○夫や妻、親、ボーイフレンドやガールフレンドから受ける暴力。たくさんの暴力犯罪は家庭内で引き起こされている ○盗みや詐欺など ○財産に関する犯罪は減少傾向にある ○泥棒をし、人のクレジットカードからお金をだまし取るケースが多い ○ハンムラビ法典では損害額の5倍を支払わせていたなど ○連邦政府による被害者・証人保護法の制定(被害者が受けた犯罪の衝撃は罰則が決められる時に参考にされる。証人に害を与える人は深刻な罰則が待っている等)。2000年までに全米33州が被害者の権利条項を採用している等 ○過去から現在のアメリカの犯罪の変容。現在は犯罪件数自体は減少傾向にある 	犯罪概念・犯罪被害者の権利 犯罪に関する概念学習
	2 誰が犯罪者か	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪者は誰か ○ギャングとは何か ○ギャングに対してどのような対策を採っているのか ○詐欺とは何か。どんな種類があるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○全犯罪の60%は25才以下の男性によるもの ○新しくできたものでなく、20世紀初頭から存在する ○ニューヨーク市は専門の事務所を設けている。シカゴ市はギャングが路上で道草を食うことを禁じる法令を出した(後、憲法違反との判決が出される)ギャングの暴力に非寛容になる(ボストン市の対策) ○人から財産やお金を奪い取る。信用詐欺、銀行検査官詐欺、奢侈税詐欺、インターネット詐欺など 	犯罪者の概念・犯罪の種類
	3 犯罪と防衛	<ul style="list-style-type: none"> ○刑法の源は何か。刑法上に規定されている重罪と軽罪にはどのようなものがあるのか ○犯罪の構成要件とは何か ○殺人にはどんな種類があるのか ○盗みにはどんな種類があるのか ○犯罪を憎むものとする考え方を反映したものにどのようなものがあるのか ○コンピューター犯罪にはどのようなものがあるのか ○犯罪に対する法的保護にはどのようなものがあるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○コモン・ローである。コモン・ローは、殺人やレイプ、ソドミー、住居侵入などを重罪としていた。近代刑法では、制定法によって重罪か軽罪かを規定しており、重罪は死刑か一年以上の刑務所収容となる ○行動、意思、共同行為と意思、因果関係 ○第1級殺人、第2級殺人、重罪謀殺、故意故殺、非故意殺、過失致死である ○窃盗、横領、不法目的侵入、恐喝、万引き、詐欺である ○被害者を人種によって選んだ場合、刑を加重する ○ハッカーや詐欺など ○精神障害、正当防衛、罠に掛けられるといったことは、肯定的保護と位置づけられる 	犯罪の種類・犯罪に対する法的保護

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理	
2 警察	4 警察と社会	○警察に対する市民の思いは異なっているのか（クラス他）	○「警察官は不公平である」「麻薬法を強調する警察官がいる」「警察官がいるので安全が保たれている」等	（現状） 認識	犯罪捜査システムとしての警察制度
	5 方法と捜査	○地方警察の組織、職務内容、マイノリティや女性の割合などはどうなっているのか ○コミュニティ警察とは何か ○犯罪捜査とはどのように行われるのか ○鑑識とはどのようなもの	○作戦部門、サービス部門、管理部門、国際関係部門等があり、巡回、刑事、交通、少年非行などを職務内容としている。少しずつ増えているが、例えば女性警察官は10%しか占めていない ○コミュニティの強化や問題解決を図る。サンディエゴの警察など ○証人探し、証拠探し、情報提供者の確保など ○小火器部門、指紋部門など	警察組織	
	6 警察と法	○逮捕、捜索に関する法はどのような内容か ○自動車の捜索に関する場合はどうなっているのか。その他の例外規定は何か ○取り調べと自白に関して修正条項4条にはどのような規定があるのか ○排除法則とは何か	○修正条項4条（令状主義；不合理な捜索のみ禁止）の内容 ○密輸品や違法な物があると考えることができる自動車を令状無く捜索できる。その他の例外規定は、合法的な逮捕に付随した捜索、停止と身体検査、同意、緊急追跡、緊急事態などがある ○黙秘権と強制的に証言する必要がない権利が与えられている。黙秘権が与えられていることを知らない場合でもその旨告げる必要がある ○違法に収集された証拠は、裁判の過程で排除される	警察による逮捕・捜索に関する規定	
3 刑事事件	7 警察当局の限界	○「特定の人種へのプロファイリング」で何が起きているのか ○「警察の腐敗」とは何か ○「力の行使」とは何か ○「警察を管理する」とは何か	○「プロファイリング」が及ぼす人種への「差別」的対応 ○個人的な利益として、麻薬などの犯罪を犯した人からお金を得ること（「肉食」）、事務官に見られる「腐敗」で「やる気がない」（「草食」）。後、そして組織的な利益もある ○警察官が「力の行使」を行う場合制限がある。例えば、逮捕する際には不必要な「力」を用いてはならない ○警察に問題を感じたら、検察官や弁護士、管理部門などに相談する方法がある。しかしそれぞれには弱点もある	警察における問題性	成人犯罪解決システムとしての刑事裁判制度
	8 裁判所と事件手続き	○連邦と州の裁判システムはどのように異なるのか ○司法の独立とは何か ○検察官と法廷弁護人の役割とは何か ○対審構造とは何か ○事実とは何か	○連邦の裁判システムは、区裁判所→巡回上訴裁判所→最高裁。州の裁判システムは、州裁判所→中間上訴裁判所→最高裁のいずれも3審制が採られている ○すべての裁判官は公平にそして不偏であるということ。連邦裁判所の裁判官の場合、憲法で司法の独立が保障され、最高裁判事の場合は大統領から指名され、上院が承認する（州の場合は略） ○検察官は政府の役人であり、連邦で90の事務所があり、大統領によって指揮される立場で、証拠集めを行い、真実を明らかにする（法廷弁護人は略） ○対立する両当事者がそれぞれ自己に有利な法律上・事実上の主張および証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者が決定する ○現実に起こったことおよびそれと同じ扱いを受ける事柄を中心に裁判が進められる	裁判システム・システムにおける役割・裁判構造	

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理
3 刑事事件	9 刑事事件、 捜査、逮捕	○逮捕とは何か。逮捕には何が必要か。誰が逮捕するのか ○相当な理由とは何か ○予謀とは何か	○犯罪の疑いのある人を拘留する。妥当な証拠が必要となる。法執行者、市民(条件付き) ○被逮捕者が一定の犯罪を犯したことを示す何らかの客観的な根拠がなければならない。ただし、捜査官の経験などが判断の根拠となりえる ○犯罪の実行に着手する前に殺人などの違法な行為をする意思。謀殺と故殺を区別する要件	逮捕規定
	10 公判前	○冒頭手続きの際には何をするのか ○保釈システムとは何か ○検察官の再検とは何か ○有罪答弁取引とは何か(問題点は何か) ○「相当な理由審問(Probable Cause Hearing)」とは何か ○罪状認否手続きとは何か	○典型的な手続きとして、逮捕案件の説明、弁護人依頼権の説明、保釈の決定(逮捕後、24若しくは48時間以内) ○逮捕・拘禁されている者を一定の日時および場所に出頭させることを担保または保証人が保証することで、一時的に身柄が釈放される。保釈金保釈、保釈無し、本人誓約などがある ○十分な証拠があるか整っているかどうかを確かめる段階。また重罪か軽罪かを区分する段階 ○有罪答弁を被告人が行う代わりに特権を被告人が得ることができる。例えば、検察官が被告人が行った犯罪よりも軽い罪で起訴したりする。政府は公判に係る費用を軽減できるが、危険な犯罪者を軽い刑罰で開放することは是非が問われている。また犯罪被害者の視点も見落とされている ○予備審問(公判に附するだけの証拠があるかどうかを審査する手続き。検察官は証拠を提出しなければならない。予備審問の後、略式起訴が行われる)と大陪審(起訴を相当とするに足るだけの証拠があるかどうかを審査する。犯罪捜査権限を持つ) ○起訴後、被告人を出廷させ公開の法廷で被疑事実を告げ、これに対する被告人の答弁を求める手続き。被告人が有罪もしくは不抗争の答弁をした時審理は行われない	公判前規定
	11 公判	○公判手続きとは何か ○陪審員の選出の過程はどうなっているのか ○冒頭陳述とは何か ○直接証拠、情況証拠とは何か ○証拠のルールとは何か ○異議とは何か ○陪審に対する説示とは何か	○陪審員の選出、公開陳述、証拠の提示、非公開陳述、陪審に対する説示、陪審による評議で構成される ○地域住民の中から基本的に無作為抽出的な方法で一定期間ごとに選ばれる(予備尋問、理由付け忌避、理由不要忌避の内容を含む) ○審理されるべき事件の性格と提出される証拠を展望する両当事者代理人による陳述 ○要証事実の存在を直接示す証拠(目撃者の証言)、要証事実の有無を推認させるような間接事実を立証する証拠 ○関連性(争点の判断に関係のあること)伝聞証拠、意見証拠、直接尋問や反対尋問のルールなど ○審理の途中で手続き・事項が不当であると抗議する行為 ○事実審理終了後、陪審が評議に入る前に当該事件の法律問題について裁判官が説明する	公判規定

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理
		○評決とは何か	行為 ○陪審が自ら行った事実認定に裁判官が説示で説明した法律を適用して、有罪無罪の形で評決を行う行為	
4 矯正	12 矯正と社会	○罰則の5つの目的とは何か ○アメリカの罰則に関する歴史とは何か ○判決にはどのようなものがあるのか	○更正、資格剥奪、抑止（一般的抑止、特別抑止）、報復、無能力 ○略 ○不定期刑判決（裁判所が刑期を不確定なまま言い渡し、受刑者の矯正状況に応じて、行政機関によって事後的に刑期満了時を決定する）必要の実刑判決（執行猶予並びに保護観察付き釈放を禁止する）、量刑規準（大量の量刑実例からそこで考慮された諸要因を統計的に処理したもの）を参考にして出される	成人犯罪防止システムとしての矯正制度 判決の種類 罰則の目的・罰則の歴史・
	13 現在の論争	○「たくさんの人が法の後ろにいる」ことは問題なのか ○「必要の実刑判決は修正条項8条に違反している」とはどういうことか	○三振即アウト法、必要の実刑判決などによって大量に人が刑務所に収容されていることの是非 ○違反者が比較的軽微な犯罪を犯す時に繰り返し犯罪を犯した場合に適用される法令によって、必要の長期の判決が下されることは、修正条項8条（残虐で異常な刑罰は科されない）に違反するのではないかということの是非	罰則・判決の問題性
	14 刑務所の代替	○刑務所の代替としては何かがあるか ○それぞれの制度の特徴は何か	○罰金、保護観察、コミュニティサービス、コミュニティにおける矯正 ○いずれも刑務所の代替として有効であるが、贖罪意識の希薄化も進んでいる（罰金の場合）	刑務所以外 の矯正制度
	15 今日の刑務所	○今日の刑務所はどのような状況か ○暴動が起こった刑務所の状況はどのようなものか ○仮釈放制度とはどのようなものか	○安全性に問題がある、人口増、民間刑務所など ○過剰収容気味の上、暴力、人種などを基盤としたギャングを多量に抱えていた ○仮釈放を行う仮釈放委員会の決定を踏まえて、刑期の一定期間を経たものについて認める制度、州によって認めない所もある	仮釈放の規定 （刑務所の状況）
	16 死刑	○アメリカの死刑に関する歴史はどのようなものか ○死刑に関する世論調査の結果はどのようなものか ○死刑に関する最近の意見はどのようなものか	○略 ○賛成派の減少、反対派の増加 ○「死刑を行った場合、ミスが見つければ取り返しがつかない」「死刑による犯罪抑止の効果を見つけることは困難である」「目には目を歯には歯をというシステムが罰則を目的とした刑事裁判制度の目的と合致している」「死刑は残酷で非日常的な刑罰である」など	死刑の歴史・矯正制度と 是非
5 少年の裁判	17 犯罪から非行へ	○子どもたちはイギリスやアメリカは過去どのように法的に取り扱ってきたか ○非行少年と大人の犯罪に対する裁判制度はどう異なっているのか	○略 ○留置場に入れられることなく、保護観察の制度に置かれる場合があることや裁判官ではなく聴聞職員などによって決定が下される。手続きが明らかにされない。矯正制度の違いもあるなど	少年犯罪解決・防止 裁判の違い 少年裁判制度と成人

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理
5	少年非行の問題	○非行少年とは何か ○一連の手続きとは何か	○18才以下の少年（大概の州）が犯罪となる行為を犯す場合 ○警察が重罪と判断する場合、少年裁判所に委託する。ソーシャルワーカーが少年と面接しインテイクの手続き（少年裁判所に付託するかどうか）を行う。最初の聴聞で、申し立てを裁判官は吟味するなど	非行少年の概念・少年裁判組織・制度 システムとしての少年裁判・矯正制度 利規定 少年の権 制度の是非 少年犯罪者の成人の裁判所への移送過程・少年への死刑
	子どもと憲法	○少年の権利とは何か	○少年裁判所において保証されている権利として起訴事実を知らされる権利、弁護人を持ち、また持つことが可能であることを知らされる権利、黙秘権、反対尋問する権利である	
	少年の矯正	○少年の矯正に関してカリフォルニアとマサチューセッツではどのように意見が異なっているのか ○どのような問題点が生じたのか ○少年犯罪者を成人の裁判所に移送する過程はどうなっているのか ○少年に対する死刑制度はどう考えるのか ○死刑に対する国際的な動向はどうなっていますか	○犯罪者を厳しく取り扱う法令を制定し、検察を増やし、刑法犯の権利を限定したカリフォルニアに対し、マサチューセッツは、受刑者の更正を重視し、保護観察家庭を増やすなど対応をした ○カリフォルニアでは犯罪のリピーターが増えた。マサチューセッツは危険な犯罪者を刑務所から出すことによる危険性が増すことになった ○凶悪な重罪で起訴された少年について、裁判官は成人の裁判所に裁判を移すことができる。また自動的に少年を成人の裁判所に移送させる法律がある州もあるなど。裁判官は少年の年齢と過去の非行記録、犯罪の凶悪さ、更正可能性などを考慮し、判断するケースが多い ○（15才の時の犯罪で死刑判決を受けたThompson 事件を事例に）良い or 悪い ○2000年までに73カ国が廃止しており、35カ国以上が死刑に対する制限をかけている。アメリカでは人権擁護団体が死刑制度に対する批判を繰り返しているなど	
6	解決	○犯罪の原因にはどのようなものがあるのか	○貧困や非雇用状態、人種差別、幼児虐待、犯罪を受け入れる価値、暴力的なメディアなどが社会的文化的要因と考えられる。また、薬物やアルコール、銃の所有などが個人的社会的な要因と考えられる	(犯罪の原因) 犯罪に対する政府諸機関とその政策その是非 犯罪防止システムにおける問題性とその解決
	犯罪と政府	○政府機構は犯罪減少に関してどのような役割を持つのか ○政府の政策である没収とはどのようなものか ○政府の政策である銃規制とはどのようなものか ○銃規制に賛成・反対の意見とは何か ○犯罪に対する州の政策にはどのようなものがあるのか ○裁判において人種の違いはあるのかどうか	○立法府、行政府、司法府は、それぞれ犯罪減少に対応する部門を持っている。行政府であれば、例えば、アルコール、たばこ、小火器局など ○刑事没収（犯罪とのかかわりを理由に犯罪組成、供用、生得物件を中心に私的財産権の一部を剥奪すること）と民事没収がある。 ○銃販売に対してより多くの税金を掛けたり、銃の所有者に免許状を出すなど ○略 ○警察官の雇用や訓練、刑務所の修繕などに4000万ドル拠出するなど ○例えば死刑などでは、白人の警察官を殺したということで死刑判決を受けた黒人が差別であると訴えた例がある（他、逮捕、判決、有罪答弁取引など）	

単元	節	主要な学習課題	主要な学習内容	内容構成原理
6	23 犯罪と市民 解決	<p>○犯罪との戦いに市民は巻き込まれたことがあるのか</p> <p>○学校における犯罪はどのような状況にあるのか</p> <p>○住居侵入の予防として市民はどのようなことをしているのか</p> <p>○犯罪を減少させるため、提案されている解決策には何があるのか</p>	<p>○（アメリカ史におけるバージニアを事例に）警察も治安維持機能もない状況下での犯罪との戦いは継続的にあり、市民は団結し対応した</p> <p>○1950年以降学校における犯罪や暴力は増加しており、学校側は対策として、監視カメラを設置したり、暴力抑止プログラムを実施したりしているなど</p> <p>○ホームセキュリティチェックを導入したり、自治会を組織し、近所での監視体制を作るようにしているなど</p> <p>○警察官の増員、巡回員による安全のためのパトロール、犯罪抑止セミナーの実施、市民によるパトロール、犯罪ホットラインの創設など</p>	<p>政策 犯罪に対する市民・学校の組織とその是非</p>

(Marshall Croddy., et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000, Bill Hayes., et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION TEACHER'S GUIDE*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000. より筆者作成)

単元4では、「罰則の5つの目的とは何か」といった質問の解答である罰則の目的や「判決にはどのようなものがあるのか」といった質問の解答である判決の種類、「必要的実刑判決は修正条項8条に違反しているのか」といった質問の解答（違反者が軽微な犯罪を犯すことで、必要以上に長期の判決を下すことは修正条項8条に反するのではないか）である罰則・判決の問題性、「刑務所の代替制度には何があるのか」といった質問の解答である刑務所以外の矯正制度、「仮釈放制度とはどのようなものか」といった仮釈放の規定や矯正制度としての死刑制度の是非を教育内容として取り上げている。単元4の罰則の目的、判決の種類、罰則・判決の問題性、刑務所以外の矯正制度、仮釈放の規定、矯正制度としての死刑制度の是非といった教育内容は、成人が後に犯罪を犯さないようにする、犯罪を防止するシステムと位置づけることができる。単元4は、成人犯罪防止システムとしての矯正制度とまとめることができる。

単元5では、「非行少年と大人の犯罪に対する裁判制度はどう異なっているのか」といった質問の解答である少年裁判制度と成人裁判制度の違い、「非行少年とは何か」といった質問の解答である非行少年の概念、「(少年裁判の)一連の手続きとは何か」といった質問の解答である少年裁判組織・制度、「(少年裁判において保証されている)少年の権利とは何か」といった質問の解答である少年の権利規定、「少年犯罪者を成人の裁判所へ移送する過程はどうなっているのか」といった質問の解答である少年犯罪者の成人の裁判所への移送過程、「少年に対する死刑制度はどう考えるのか」といった質問の解答である少年への死刑制度の是非を教育内容として取り上げている。単元5の少年裁判制度と成人裁判制度の違い、非行少年の概念、少年裁判組織・制度、少年の権利規定、少年犯罪者の成人の裁判所への移送過程、少年への死刑制度の是非といった教育内容は、少年による犯罪の解決そして防止するためのシステムと位置づけることができる。単元5は、少年犯罪解決・防止システムとしての少年裁判・矯正制度とまとめることができる。

単元6では、「犯罪の原因にはどのようなものがあるのか」といった質問の解答にあたる犯罪の原因を学習した後で、「政府機構は犯罪減少に関してどのような役割を持つのか」といった質問の解答である犯罪に関する政府諸機関の役割、「政府の政策である没収とはどのようなものか」等の質問の解答である犯罪に関する政府諸機関の政策、「学校における犯罪とその対策はどのような状況にあるのか」といった質問の解答である犯罪に対する学校の判断、「住居侵入の予防として市民はどのようなことをしているのか」といった質問の解答である犯罪に対する市民の判断を教育内容として取り上げている。犯罪に関する政府諸機関の役割、政策、学校の判断、市民の判断は、いずれも犯罪防止システムの中で起こる問題性とその解決への対応を示しているものと位置づけることができる。単元6は、犯罪防止システムにおける問題性とその解決とまとめることができる。

(2) 犯罪統制システム学習としての内容の組織化

本プロジェクトでは以上のように、犯罪に関する概念学習を踏まえた上で、成人犯罪を捜査し、解決し、防止する、また少年犯罪を解決し、防止するシステムについて学習し、その後、システムで発生する問題性とその解決について考察できるように組織化されていた。

このような「犯罪を防止、鎮圧し、検挙し、裁判し、刑執行し、更正保護を行う」といった一連の活動」は、犯罪統制システムとして位置づけることができる。本プロジェクトの内容構成は、犯罪統制システム⁽⁴⁾としてまとめることができる。

V. おわりに—刑事司法学習改革の方向性—

以上、本プロジェクトの全体構成、単元構成、内容構成について考察してきた。本プロジェクトの特質を示すと以下のようになる。

(1) 刑事司法制度の枠組みの中で、各単元は、刑事司法制度の部分的機能を示す諸制度について、歴史的・機能的に理解するとともに、機能不全に陥った制度の問題性を理解できるように構成することで、憲法の条文や理念だけの学習である制度学習に止まらず、社会システムの中で制度がどう働き、機能しているかを学習するシステム学習として位置づけることができた。

(2) 具体的には、各単元内容は、犯罪に関する概念学習を基盤にした、犯罪に対する捜査、成人犯罪に対する解決・防止、少年犯罪に対する解決・防止システムとして構成されていた。また、システムの学習の後で、システムに起こる問題性を理解し、システムが社会においてよりよく機能する方法を見つけることができるように構成されていた。

本プロジェクトは、法機能学習プロジェクトとして位置づけられる。その理由はすなわち、法制度を理解するのではなく、法(組織・規定)の運用を教育内容とし、システムを知ることによって、子どもたちは社会の中で「生き・動く」システムとして、よりわかりやすく理解することが可能になっている。本プロジェクトは、子どもたちにとってその権利内容について切実性を伴

う可能性を秘めた刑事司法学習を改革する方向性、さらにはこれから必要となる「裁判員養成」カリキュラム作成にも一定の方向性を示唆していると言えよう。

【註】

- (1) 筆者は法の学習について、「法を目的的に扱う学習」と「法を手段的に扱う学習」に類型化できると考えている。類型化の詳細とその課題については、拙稿「アメリカ法関連教育内容編成の類型化—市民性育成の論理」第52回全国社会科教育学会自由研究発表レジュメ，2003.を参照。
- (2) 例えば、藤岡信勝編著『教室ディベート入門事例集』学事出版，1994.などがある。
- (3) 例えば、桑原敏典他「中等社会科における授業システム化の研究（Ⅰ）—小単元『人身の自由』（高等学校公民科）の開発を例として—」広島大学教育学部・関係附属学校共同研究体制研究紀要第24号，1996，pp.59-68.などがある。
- (4) 「犯罪統制システム」については、横山実の説明を参考にした。（横山実「刑事政策」『新訂版現代政治学事典』ブレーン出版，1998，p.240.）

【引用・参考文献】

- (1) Marshall Croddy., et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000.
- (2) Bill Hayes., et al., *CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA THIRD EDITION TEACHER'S GUIDE*, CONSTITUTIONAL RIGHTS FOUNDATION, 2000.
- (3) 戒能通厚『現代イギリス法事典』新世社，2003.
- (4) 飛田茂雄『英米法律情報辞典』研究社，2002.
- (5) 佐々木知子『日本の司法文化』文藝春秋，2001.
- (6) 松井茂記『アメリカ憲法入門 [第3版]』有斐閣，1997.
- (7) 宮澤節生『法社会学フィールドノート 法過程のリアリティ』信山社，1998.